

平成26年第1回
美唄市議会定例会会議録
平成26年3月10日(月曜日)
午前10時00分 開議

◎議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
第2 一般質問

◎出席議員(14名)

議長 内馬場 克 康 君
副議長 小 関 勝 教 君
1 番 倉 本 賢 君
2 番 長谷川 吉 春 君
3 番 谷 村 知 重 君
4 番 丸 山 文 靖 君
5 番 本 郷 幸 治 君
6 番 森 川 明 君
7 番 吉 岡 文 子 君
8 番 桜 井 龍 雄 君
9 番 金 子 義 彦 君
10番 高 田 正 則 君
11番 五十嵐 聡 君
13番 土 井 敏 興 君

◎出席説明員

市 長 高 橋 幹 夫 君
副 市 長 藤 井 英 昭 君
総 務 部 長 市 川 厚 記 君
市 民 部 長 竹 田 隆 君
保健福祉部長兼福祉事務所長 山 崎 一 広 君
経 済 部 長 須 田 正 毅 君
都 市 整 備 部 長 本 田 弘 明 君
市立美唄病院事務局長 高 倉 雄 治 君

消 防 長 後 藤 樹 人 君
総務部総務課長 佐 藤 崇 君
総務部総務課主査 平 野 太 一 君

教育委員会委員長 高 橋 泰 浄 君
教育委員会教育長 早 瀬 公 平 君
教育委員会教育部長 伊 藤 敦 史 君

選挙管理委員会委員長 竹 山 哲 郎 君
選挙管理委員会事務局長 佐 藤 崇 君

農業委員会会長 西 川 芳 勝 君
農業委員会事務局長 吉 田 寿 幸 君

監 査 委 員 山 口 隆 慶 君
監査事務局長 濱 砂 邦 昭 君

◎事務局職員出席者

事務局 長 中 平 匡 司 君
次 長 三 上 忠 君

午前10時00分開議

●議長内馬場克康君 これより本日の会議を開きます。

●議長内馬場克康君 日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

5 番 本郷幸治議員

6 番 森川明議員

を指名いたします。

●議長内馬場克康君 次に日程の第2、一般質問に入ります。

発言通告により、順次発言を許します。

3 番谷村知重議員。

● 3 番谷村知重議員（登壇） 平成 26 年第 1 回定例会に当たり、大綱 2 点につきまして、市長にお伺いいたします。

大綱の 1 点目は、福祉行政についてであります。

1 つ目に、所在不明の乳幼児と虐待についてであります。昨年末、自治体が 2012 年度に実施した乳幼児検診を受けず、所在が確認できない乳幼児が 37 都道府県の 334 市区町村で計 4,176 人にのぼるということが、新聞社の調査で明らかになった。こういう記事を目にして大変驚いたところであり、所在不明児の全国統計はなく、実態が明らかになったのは初めてとのことであり、検診を受けていない子供の虐待死という痛ましい事故が相次ぎ、国は自治体に所在確認の徹底を求めたこととありますが、電話や手紙で済ませる自治体もあるなど、確認が不十分な実態がうきぼりになりました。アンケート調査は、昨年 11 月、全国 1,742 市区町村を対象に実施され、各自治体から回答を得たところ、1 歳未満の乳児・1 歳 6 カ月児・3 歳児の各健診を受けていない乳幼児のうち、自治体の職員が家庭訪問するなどしても所在が確認できなかったのは乳児で 499 人、1 歳 6 カ月児で 1,423 人、3 歳児で 2,254 人に及んでおり、1 歳半と 3 歳の未受診児は計約 15 万人で、その約 2.5%に当たる 4,176 人の所在確認がとれていないということとあります。そこで、本市の状況についてお伺いいたします。

1 つに、乳幼児健診の受診状況について。乳幼児健康診査の平成 24 年度の受診実績と健診未受診者及びその後の受診状況・未受診

者対策はどのように行っているのか伺います。

2 つに、乳幼児の所在確認の状況について、本市には居所が確認できない乳幼児がいるのか伺うとともに、乳幼児の虐待があるのかについて伺います。

2 つ目は、子宮頸がんワクチンの接種についてであります。これまでの定例市議会においても、同僚議員をはじめ、私も一般質問をしてきましたが、その後の経過と今後についてお伺いいたします。子宮頸がん予防ワクチンは平成 22 年 11 月から「子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業」として、また、平成 25 年 4 月からは、予防接種法に基づく定期的予防接種として実施されているところですが、この間、ワクチンとの因果関係を否定できない広範囲な疼痛や運動障害をはじめとした様々な症例が発症し、「厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会」においても審議が進められております。

道内においても医療機関から報告された副反応の報告は、平成 25 年 4 月以降、16 件となっており、道が独自調査により把握した平成 25 年 4 月以前の報告 35 件と合わせて、51 件を数えており、本市においても、昨年 6 月に 1 名の報告があったところとあります。

被害者の多くは、ワクチン接種直後から持続的な疼痛や脱力などの症状、頭痛、関節痛、不随意運動、歩行困難、記憶障害など、長期間の身体的苦痛に苦しんでいます。様々な医療機関を受診しても明快な診断や有効な治療を得られない場合が多く、また、予防接種法第 15 条の規定に基づく健康被害の救済申請をしても、その審査については通常 1 年以上を要すると聞き及んでおり、医療費や交通

費の経済的な負担はもとより、精神的な苦痛は大変大きいものになっていると推察いたします。そこで、健康被害に遭われた方の12月議会において答弁された以降の経過と、本市の対応をどのように行ってきたのか。健康被害に遭われた方にこれからも親密な対応をすることが必要と考えるところですが、市の対応について伺うとともに、ワクチン接種に当たり、保護者への案内については今後も同様に行っていくのか。また、今後の接種に当たり、保健センターでの集団接種については検討するとのことでしたが、見解を伺います。

3つ目は、消費税増税対策としての「子育て世帯臨時特例給付金」及び「臨時福祉給付金」についてであります。本件につきましては、今期定例会での補正予算案件となっておりますが、予算委員会の中で審議されることとなっておりますが質問させていただきます。

政府は昨年12月3日、本年4月の消費税率引き上げに備えた経済対策の素案をまとめました。経済対策の導入を決めた10月1日の閣議決定にはなかった低所得者、子育て世帯への影響緩和を柱の1つとして、新たに「子育て世帯臨時特例給付金」及び「臨時福祉給付金」の創設を加え、平成25年度補正予算案で財源を手当てし、増税後の景気の落ち込みや腰折れを防ぐ姿勢を強調したところであります。そこで、両給付金の趣旨及び事業内容についてお尋ねいたします。特に、支給対象者市民への周知方法、申請時期、支払い方法及び支給時期等についてお伺いいたします。

4つ目は、高齢化社会に対応した地域コミュニティについてであります。本市におい

ては、人口減少に歯止めがかからず、少子高齢化の波は高まるばかりであり、加えて、最近の人間関係の希薄化も問題となっており、全国的には高齢者のみならず、孤独死といった事案も増えてきております。そうした状況から、今後さらに心配されるのが、高齢者を含めた市民の安全・安心な生活の確保・維持が重要になってくると考えます。こうした高齢化社会に対応した地域コミュニティづくりにおいては、町内会や老人クラブ等が中心になり、民生児童委員さんなどと連携し、行政が支援しているかと思うところですが、その状況について、高齢化率の進んでいる地域の数値について、町内会等での見守りや声かけ運動の状況と市の支援の現状について、特に高齢化率の高い地域への行政支援の状況と今後について伺います。

大綱の2点目は、環境行政についてであります。

1つ目に、生ごみ堆肥化施設について、市長公約の1つでもあります。生ごみの堆肥化施設であります。今年1月、生ごみ堆肥化施設の都市計画決定を見、生ごみ等の収集方法について廃棄物減量等推進審議会からの答申を受け、施設の基本設計を進めていると議員協議会等での説明をいただいているところであります。自然環境に優しい循環型社会の構築と農商工連携のさらなる推進に大きく寄与する生ごみの堆肥化は、市長のみならず、我々市民にとっても、大きな期待を寄せているところであります。一方、美唄市財政健全化計画並びに市立美唄病院経営健全化計画の只中にある本市において、生ごみ堆肥化施設整備への巨額な投資は、しっかりとした市民

理解をいただけるものにしなければならないと考えるところがございます。このたびの生ごみ堆肥化施設の工事発注に当たり、本市では初めてとなる施設建設工事の事業者選定方式に、総合評価落札方式を採用することとなりますが、これはどのような方法でどんなメリットがあるのか、また、事業者を決定するまでのスケジュールについてお伺いいたします。

2つ目に、し尿処理場についてであります。

1つに、平成27年度からのサービス体制と財政負担についてであります。本市のし尿処理については、下水道事業の進捗と人口減少により、処理量が減少、老朽化した施設の維持管理費の増大などにより、現在の処理場を閉鎖し、石狩川流域下水道組合による広域処理を平成27年度から進めるとの説明を受けているところであります。現在のし尿の収集体制と平成27年度以降の奈井江浄化センターへし尿を運搬することによって、し尿の収集のサービスに変更があるのか、また、広域処理にかかわる年間の処理経費はどうなるのかお伺いいたします。

2つに、現在の施設の解体と跡利用についてであります。当然用途廃止となった施設につきましては、解体をしなければならないと考えていますが、その見通しと跡利用についてお伺いをいたします。

以上、この場からの質問を終わります。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長高橋幹夫君（登壇） 谷村議員の質問にお答えいたします。

初めに、福祉行政について、所在不明の乳幼児と乳幼児虐待についてであります。本

市の乳幼児健診につきましては、4カ月児・7カ月児・12カ月児を対象とした乳幼児健診と1歳6カ月児及び3歳児を対象とした健診を実施しており、各健診に当たっては、保護者に、はがき等により健診の案内を送付し、受診勧奨を行ってるところでございます。

次に、平成24年度の受診状況と未受診者及びその後の受診状況につきましては、乳幼児健診の対象者は325名で、受診者は318名、未受診者は7名、そのうち、その後の健診で受けた方は5名で残りの2名のうち1名は転出をしております。1歳6カ月児健診の対象者は103名で、受診者は97名、未受診者は6名で、そのうち、その後の検診で受けられた方は2名となっております。3歳児健診の対象者は137名で、受診者は130名、未受診者は7名、そのうち、その後の検診で受けられた方は1名となっております。

次に、未受診者対策につきましては、文書、電話、家庭訪問など、さまざまな機会を通じて受診勧奨や状況確認を行っているところでございます。

次に、所在確認の状況についてであります。家庭訪問や保育所など、各関係機関を通じて、所在の確認を行っており、所在の確認ができない方は現在まではおりません。なお、乳幼児への虐待についても現在まではありません。

次に、子宮頸がんワクチンの接種についてであります。これまでの経緯についてであります。「疼痛や手足に力が入らない」「痙攣」などの症状があることから、引き続き、札幌の病院に通院をしておりましたが、症状に改善が見られないことから、「子宮頸がん予

防ワクチン接種後の痛みの診療」として昨年11月から国が指定した専門治療を行っている札幌医科大学附属病院のリハビリテーション科を受診するとともに昨年12月11日には、道立総合医療センターを実施され、その後、検査等を行っていると同っております。なお、本年1月6日から24日まで、リハビリ等のため札幌医科大学附属病院のリハビリテーション科に入院され、引き続き、病院へ通院されていると同っております。

次に、本市の対応についてであります。昨年12月25日に、第2回目の美唄市予防接種健康被害調査委員会を開催し、委員会として厚生労働省に通達すべきであるとの意見を踏まえ、本年1月10日に岩見沢保健所へ健康被害救済に必要な書類を提出したところあります。書類の提出後、岩見沢保健所から、厚生労働省の審査結果が出るまで1年から1年半の歳月がかかる旨、連絡があったところあります。

次に、健康被害に遭われた方に対する対応につきましては、医療機関受診後の経過などについて保護者の方から被接種者の受診状況や健康状態などをお伺いするとともに、心を尽くした懇切丁寧な対応を行ってまいりたいと考えております。

次に、保護者の案内についてであります。厚生労働省では積極的な接種勧奨の再開の是非について、現在、審議を行っているところあります。このため、市としましては、審議結果を踏まえ、検討していきたいと考えております。今後の接種につきましては、希望される方にはリスクなどを十分に説明をさせていただいた上で、市立美唄病院での個別接種を

考えているところであります。

次に、消費税増税対策としての「子育て世帯臨時特例給付金」及び「臨時福祉給付金」についてであります。初めに、「子育て世帯臨時特例給付金」は、平成26年4月より消費税率の引き上げに際し、子育て世帯への負担の影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の下支えを図る観点から、平成26年1月分児童手当受給者で、1月1日現在、住民基本台帳に登録されている児童1人につき、1万円を支給するものであります。この給付金は、児童手当の上乗せではなく、「臨時福祉給付金」と類似の給付金としてこれと併給調整をして支給することとなりますが、周知の方法については、本年6月の児童手当現況届けの提出案内とあわせ、給付金の申請のための案内文及び申請書を同封し、送付することとしております。なお、申請期間は3カ月とし、申請後の審査等を経て、速やかに原則として、指定の児童手当支給口座へ振り込むこととしております。

次に、「臨時福祉給付金」についてであります。この給付金は、消費税の引き上げに際し、低所得者に与える負担の影響をかんがみ、低所得者に対する適切な配慮を行うため、暫定的臨時的な措置として給付を行うもので、平成26年1月1日を基準日として住民基本台帳に登録されている方を対象としております。給付対象者は、平成26年度分の市町村民税が課税されていない方から市町村民税が課税されている方の扶養親族及び生活保護被保護者などを除いた方に対し、1人につき1万円を給付することとしております。また、給付対象者のうち、加算措置として、老齢・障

害・遺族年金受給者や児童扶養手当・特別児童手当・特別障害者手当・障害児福祉手当・福祉手当など、受給者に対して、1人につき5,000円を加算して給付することとなっております。

次に、申請時期については、年金及び各種手当の情報のシステム入力などが必要となることから、7月以降に申請を受け、申請期間を3カ月とするところであります。申請方法は原則、郵便または市窓口で申請し、指定された口座へ振り込む方法としております。支給時期は対象者人数が多いため、申請よりおおむね1カ月半以降になるものと考えておりますが、出来るだけ速やかに対応をしております。周知方法は地方税法の守秘義務違反の問題もありますので、現在、周知方法については、検討をしているところであります。

次に、高齢者社会に対応した地域コミュニティについてであります。市の高齢化率は平成25年10月現在で35.6%となっており、そのうち高齢化率が高い地域は我路・東美唄地区が56.5%、盤の沢・共練町が54.5%、落合町が53.6%となっております。また、高齢者や障害のある方への声掛けや見守り活動については、北稲穂町内会、一心第1西町内会、旭東町内会で実施されていると伺っております。近年、地域コミュニティの意識の希薄化が進む中、高齢者や障害のある方など、福祉的支援を必要とする方々が地域で孤立することのないよう、各町内会においても、支え合い活動が徐々に広がりつつあり、市といたしましても、高齢化社会などに対応した地域コミュニティ活動の推進を図るため、配食サービス事業者や協定書を取り交わした生活

協同組合と見守り活動の推進を図るとともに、地域住民が取り組む活動に対し、助成などの支援を行っているところであります。また、民生児童委員の方々にも活動の一環として取り組んでいただいております。今後とも、第3期地域福祉計画に基づき、住みなれた地域で安心して生き生きと自立した生活が送られるよう、ともに支えあう地域コミュニティーづくりの推進を図ってまいります。

次に、環境行政について、生ごみの堆肥化施設についてであります。発注方法は、環境省の「廃棄物処理施設建設工事等の入札・契約の手引き」の中で発注方法は建設施工の一括発注の性能発注とし、業者の選定方法については、価格のほかに価格以外の要素として技術力を評価の対象に加え、総合的に落札者を入札する総合評価方式を導入することが最も適切であると示されてるところであります。評価に当たっては複数の者からなる審査委員会を設けて、審査を行うこととしており、地方自治法施行規則に基づき、評価項目や配点等の落札者決定基準を決める際には、学識経験者2名以上の意見聴取が必要となっております。

次に、総合評価方式のメリットにつきましては、価格とともに技術力を評価することによって、維持管理費などのライフサイクルコストの削減や悪臭等の環境保全対策、施設の安定運転、地元企業を活用する地域経済への貢献などについて、事前に評価した上で発注することが可能になります。また、今後のスケジュール等といたしましては、4月上旬に入札の公示、募集を行い、5月に参加事業者からの提案を受け、ヒアリング等を含め、3

回程度の審査会を開催し審査結果を踏まえ、6月上旬には事業者を決定したいと考えております。

次に、し尿処理場についてであります。し尿の収集につきましては、現在市内をA・Bの2地区に分け、2つの事業者で実施しているところであります。A地区はバキューム車4台、B地区は1台で両地区とも月曜日から金曜日までの週5日で、朝の8時から5時まで、し尿を収集し、市のし尿処理場において処理を行っているところであります。現在、し尿の広域処理を行うに当たっては、石狩川流域下水道組合の構成6市6町により、平成27年4月からの供用開始に向け、奈井江浄化センター内において施設の整備を進めてるところであります。なお、し尿の収集のサービス体制につきましては、市内の収集事業者との協議では運搬距離が増える場合が見込まれていますが、現行と変わらず実施できるとの確認をしているところであります。

また、財政負担についてであります。直近のものとして平成24年度の決算額では、収集運搬費・処理場の維持管理費を合わせて年額1億400万円程度となっているところであります。し尿の広域処理を行うことにより、収集運搬費は増額になるものの、処理場の維持管理費がこれまでの維持管理費と比べ、年額で2,000万円程度の減額が見込まれているところであります。

次に、現在のし尿処理場につきましては、昭和53年に建設され、老朽化も著しく、他の建替え施設としても見込めないことから、平成27年度からは残る汚泥処理及び施設の清掃業務を実施し、業務を完了する予定として

おります。なお、施設解体につきましては、現時点において国の財源措置がないことから、厳しい状況にあり、跡地利用については検討していないところであります。

以上でございます。

●議長内馬場克康君 3番谷村知重議員。

●3番谷村知重議員 それぞれお答えをいただきありがとうございます。自席から何点か再質問をさせていただきます。

1点目に、子宮頸がんワクチンの接種についてであります。既に新聞報道でも御承知のことではありますが、先月22日の新聞各社によりますと、子宮頸がんワクチンの接種後に原因不明の頭痛や痙攣等に苦しむ被害者が増え続ける中、道内の被害者の母親2人が、21日、初めて実名で記者会見をし、被害の現状を伝え、孤立しがちな被害者の支援の輪を広げたいと立ち上がった。母親たちは3月に設立予定の被害者連絡会北海道支部への参加を呼びかけ、国に原因究明と支援を求めたと報道されているところであります。

これまでの保健センターの対応についてであります。恵庭在住の被害者の会副代表の方のお話であります。地元保健センターは頻繁に連絡をくれ、娘さんの身体状況を気遣い、励ましの言葉をいただいているとのことではありますが、美唄市の被害者の会代表であります方は、2月21日のこの会見の席で、美唄市の案内文には、ワクチン接種に関し、強制的な表記があり、担当責任者は責任転嫁しようと逃げの言葉ばかりで、行政とは何なのか、健康センターの体質にも問題がある、市民の命を軽く見ないでほしい、トップの判断が大切だと大変厳しい指摘をされておりました。

た。市長はそのことをどう受けとめ、今後どのようにして被害者と向き合った対応していくのか、また、保護者への通知文に、小学6年生宛てには書かれていないが、中学1年生からは高校1年生までの間に必ず接種してくださいという強い表現をしたのはなぜなのか、市長はこのことを把握していたのか。他の市町村ではこのような表現はしていないというふうに聞き及んでおりますが、そのことに対する市長の見解を伺います。

次に、ワクチン接種後の状況調査についてであります。神奈川県は鎌倉市や大和市ではワクチン接種での被害者がいることが判明したのち、市内で同ワクチンを接種したすべての女子生徒を対象に健康調査を行い、鎌倉市では接種後、何らかの体調変化があったとする割合が45.6%と高い率となっております。大和市においても回答した2,294人中1,024人、45.0%が体調の変化があったと回答しております。美唄市においても、これまでワクチン接種をした全ての女子生徒に対し、健康調査を実施し、実態を把握すべきと考えますが、市長の見解を伺うとともに、さきに述べた神奈川県の両市の統計を見ても大変高い割合でワクチン接種後の体調変化を訴えていることから、本市での被害者の方から副反応に関する問い合わせや報告はなかったのか、お伺いいたします。

次に、国に対する要望についてですが、市長は、昨年11月20日、厚生労働省の担当者と直接会った上で経過と状況説明するとともに、早急な対応と救済について強く要望してきたことについては承知しているところであります。市議会においても、昨年12月定例市

議会において意見書を提出しておりますし、道議会におきましても意見書を、また、高橋はるみ知事も道として、それぞれ同趣旨の内容で厚生労働省に要望書を提出しています。ワクチン接種の事業実施主体である美唄市においても、副反応被害者に対する早急かつ十分な救済措置と治療方法の早期確立に向け、要望していくべきと考えますが、市長の見解を伺います。

2点目に、生ごみ堆肥化施設についてであります。昨年7月、みずほ議員会の会派研修と農業委員会の研修で、私は2度にわたり、士別市で建設した生ごみ堆肥化施設を研修させていただきました。当時はまだ本格的な供用開始がなされていませんでしたが、試運転が行われておりました。私が2度目に研修させていただいた時に、臭気対策での改修工事が行われていることを知らされたのであります。発注者は完成した施設を受け取り、供用開始に向け、試験運転などの準備を進めるものと私は考えていたのですが、机上での計算どおりにはいかない部分もあるんだなど、この時感じたところがございます。そこで、堆肥化施設の市への引き渡しの時期について、いつになるのか。また、総合評価方式により悪臭等の環境保全について評価することとありますが、引き渡し後の性能確認や、性能保証についてどうなるのか、お伺いいたします。

3点目に、し尿処理場についてであります。南美唄にある旧焼却施設においては、解体するに当たり、さまざまな環境基準をクリアしなければならないことをこれまでの議論の中で承知したところですが、し尿処理施設を廃

止・解体するために必要な水質等の廃止基準はあるのか、また、解体費用はどれくらいか、国、市の助成金等の財政措置についての要望活動はどうなっているのかをお伺いいたします。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長高橋幹夫君 谷村議員の質問にお答えいたします。

初めに、子宮頸がんワクチンの接種についてですが、これまでの保健センターの対応については、医療機関受診後、保護者からの被接種者の受診状況や健康状態の把握にこれまでも努めてまいりましたが、必要な対応を行ってきたところではありますが、意を用いた対応に欠けていた事は、十分に反省すべきと考えております。今後におきましても、保健センターのみならず、全庁的に、市民の方々に対する対応の仕方について指導をしてまいりたいと考えております。さらに、学校等との関わりもあることから、教育委員会や病院等と横断的な連携を図り、しっかりとした対応に努めてまいりたいと考えております。

案内文につきましては、接種対象者が小学校6年生から高校1年生までとされていることから、接種を希望される方は高校1年生までに接種をしていただきたく、必ずという表現をしたところでもあります。

次に、接種後の健康調査の実施についてですが、実施している自治体について調査を行うとともに、関係機関等の意見をお聞きし、検討してまいりたいと考えております。

次に、その他の副作用に関する相談についてですが、昨年12月に接種された方で、本年2月から疼痛、ふらつき、めまいなどの

症状があり、原因がはっきりしないことから、不安に関する相談がありました。その後、市立美唄病院で受診をしてもらい、市立美唄病院と保健センターから診療情報提供書を札幌医科大学附属病院に提出し、本年3月に同病院で受診することとなりました。市としましては、受診結果を踏まえ、関係機関と連携を密にし、今後の対応を図ってまいりたいと考えております。

次に、国に対する要望についてですが、昨年11月20日に直接私が厚生労働省の担当者とお会いし、経過と現状について説明をするとともに、早急な対応と救済について強く要望したところであり、今後におきましても、関係機関と連携を図りながら、強く要望をしてまいりたいと考えております。私といたしましては、健康被害に遭われているの方々には本当に胸が痛む思いであり、1日も早く日常の生活に戻っていただくとともに楽しい学校生活が送られるよう心から願っているところであります。

次に、生ごみ堆肥化施設についてですが、堆肥化施設の引き渡しに関しては、平成27年4月から生ごみの受入れを開始し、施設の処理能力や堆肥の品質、悪臭等の環境基準の性能試験を行った後の6月末を予定しております。また、性能保証につきましては、発注仕様書の中にプラント工事や建設工事の施工の瑕疵担保期間を3年間と定め、その期間内は、受注者が性能を確認し、施設の処理能力や堆肥の品質、悪臭等の環境基準が守られない場合は発注者の負担で改善・補修することとしております。

次に、し尿処理場についてですが、

一般廃棄物処理施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、一般廃棄物処理施設の廃止基準に適合したのち、廃止届を提出し、解体することとなります。最終処分場は水質基準や、ガス基準などの廃止基準がありますが、し尿処理場につきましては、廃止基準がありませんので、建物の清掃後は廃止届を提出し、解体することが可能となります。しかしながら、し尿処理場の解体には、概算予算で約3億5,000万程度と試算されていることから、解体の実施に当たっては、国の補助金等の財源措置が必要不可欠であることから、北海道などを通じ、要望してきたところであり、今後とも国や北海道に対して、補助制度の創出などに向けた要望活動を行ってまいりたいと考えております。

すいません。先程の生ごみ堆肥化施設の部分で瑕疵担保のところを「受注者」と言うところを「発注者」ということで表現してしまったようでございます。ここは「受注者」の間違いでございますので、「受注者の負担で改善・補修をすることとしております」ということでございます。よろしく申し上げます。

●議長内馬場克康君 3番谷村知重議員

●3番谷村知重君 子宮頸がんワクチンに対する市の対応についてであります。先月28日、私達同僚議員8名はですね、被害者連絡会北海道支部の事務局及び代表の方とお会いし、これまでの経過や状況についてお話を伺い、意見交換をさせていただきました。被害者のお母さんの言葉の一言一言がですね、私の胸に刻まれ、張り裂けるような思いでお話を聞かせていただいたところでございます。一刻も早く原因が究明され、健康な体で日常

生活に戻りますことを願うばかりであります。国の健康被害救済にかかわる審査結果が出るまでに1年から1年半の歳月がかかるということでございますが、既に副反応が発症してから10カ月になろうとしております。この間、市内外の複数の病院を受診され、最近では札幌での検査入院や通院をされているとのことであります。医療費や交通費等の経済的な負担はもとより、精神的な苦痛は大変大きなものになっているものと推察するところがあります。そうした中、事業実施主体の美唄市として、副反応に苦しむ被害者に対して、救済の手当てはないのか、温かい手を差し伸べる支援はできないものなのか、市長の見解を伺い、私の質問を終わります。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長高橋幹夫君 谷村議員の質問にお答えいたします。

救済措置についてであります。北海道を通じて、厚生労働省へ健康被害救済に必要な書類を提出したところであり、現在、国で審査中ではありますが、本市としても、他市において独自に救済制度を設けているところもあることから、どのような救済措置が考えられるか、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

●議長内馬場克康君 次に移ります。

4番丸山文靖議員。

●4番丸山文靖議員（登壇） 平成26年第1回定例会において大綱の2点について市長、教育長にお伺いをいたします。

大綱の1点目は、市長に障害者雇用にかかわる問題でございます。昨年、6月19日、障害者の雇用の促進等に関する改正法が公布さ

れ、この改正法において、平成30年4月からは企業における障害者の雇用義務の範囲に、これまで身体知的障害者に併せ、統合失調症など、精神障害の雇用義務を加え、企業に義務づけるというところがあります。障害者と障害者でない人達の均等な機会の就労確保及び均等な待遇の確保を義務づけ、雇用の分野における障害者を理由とする差別的な取り扱いを禁止するこの法律はノーマライゼーション社会の実現に必要な法律であります。美唄未来交響プランに掲げる福祉のまちづくり及び雇用の対策の推進を図る上でも、重要なものであると考えております。

1つは、障害者雇用の状況で、全国ではどのようになっているのか。併せて、教育委員会を除き、市役所における障害者の雇用はどのようになっているのか。その人数、全ての労働者に占める障害者の割合を示す法定雇用率については、どのようになっているのかお伺いをするとともに、50人規模以上の民間企業における法定雇用率及び法定雇用達成率を全国、北海道、ハローワーク管内、美唄市ごとにお伺いをいたします。

大綱の2点目として、教育長に、全国学力学習状況調査結果の分析と具体的な取り組み内容についてお尋ねをいたします。本道の子供たちの学力については、全国との比較で、以前として開きがあり、道教委としても、さまざまな取り組みを進めてきたことは承知していますが、その成果がなかなかあらわれてこない現状にあります。子供たちが義務教育期間中に身につけるべき学力が、身につかないことにより、授業がわからない。したがって、学習意欲もわからない。学習意欲がないか

ら学力が低い、といった悪循環を招き、ひいては、将来の職業選択の幅に、また、生涯賃金などにも大きな影を落とし、地域全体の活性化低下にもつながるのではないかと、私は非常に危機感を感じております。美唄の子どもたちには、学ぶ喜び、わかる楽しさを感じてほしいと心から願うところであり、確かな学力を基礎に、社会に出てから大いに活躍して欲しいと切望するものであります。

私は、昨年、第3回市議会定例会の一般質問で、平成25年度の全国学力学習状況調査の本市の結果と、今後の学力向上に向けた取り組みの方向性について教育長にお尋ねをいたしました。教育長からは本市の調査結果を全国・全道との比較でお答えいただき、中学校では底上げが見られるものの、相対的に本市の子供たちの学力が、依然として低い状況にあること。また、学力向上に向けた取組の方向性としては、苦手分野のきめ細やかな分析やこれまでの取組みの検証などにより、本市の実情にあった授業改善や家庭学習などでのより効果的な取り組みに向けて、十分、考察と検討を重ねてまいりたいとの考え方をお示しいただきました。

そこでお尋ねしますが、その後、①学力の分析や、検証をどのように行ったのか。②より効果的な取り組みをどのような具体的な内容で取りまとめられたのか。教科別の課題と、その対応方法を含め、お聞きいたします。

以上をもちまして、この場からの質問を終わらせていただきます。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長高橋幹夫君（登壇） 丸山議員の質問にお答えいたします。

労働行政について、障害者雇用の現状についてであります。昨年9月に発表した厚生労働省の調査によりますと、全国における民間企業での障害者の実雇用率は9年連続で上昇しており、障害者の雇用機会は着実に伸長しているところであります。

次に、市役所における障害者の雇用率についてであります。平成25年6月現在、消防職員を除く、一部一般部局におきましては、基礎となる職員が367人に対し、換算による障害者数が9人となっており、雇用率は2.45%となっております。

次に、全国、北海道、岩見沢ハローワーク管内の雇用率及び法定雇用達成率につきましては、本年2月に発表した厚生労働省の調査によりますと、全国的には雇用率1.76%、法定雇用達成率42.7%、北海道においては、雇用率1.85%、法定雇用達成率は45.6%、ハローワーク管内においては、雇用率2.72%、法定雇用達成率は59.6%、このうち本市においては4.58%、法定雇用達成率は80%となっているところであります。

以上でございます。

●議長内馬場克康君 教育長。

●教育長早瀬公平君（登壇） 丸山議員の質問にお答えいたします。

全国学力学習状況調査についてであります。学力の分析及び検証につきましては、各学校において自校の調査結果の分析を進め、今後の改善の方策について具体的な数値目標を定めながら、学校改善プランとして取りまとめたところでございます。また、教育委員会といたしましては、学力向上プロジェクトチームから調査結果の分析、検証を踏まえた

学力向上の方策の提言を受けたところであります。分析の仕方については、小学校及び中学校の校種別に過去7年間の経年変化を比較するとともに、今年度の調査結果から改善が見られる領域や依然低い傾向にある領域を分析いたしました。また、児童生徒質問紙の回答から教科に対する意識や家庭学習などの学習状況の分析を行い、学校質問紙をとおして、学校での取り組み状況や課題を検討して、今後取り組むべき方策を取りまとめ、その具現化に向けて、具体的な施策を実施していくこととしております。

具体的な方策といたしましては、学校・保護者・教育委員会が、それぞれの役割を定めて取り組むこととしており、学校においては、道教委の進めるチャレンジテストや「オール北海道で目指す目標」の積極的な活用、学力向上に向けた先進事例の活用や教師力を高める研修の実施、学力の定着に向けた習熟度別や少人数指導による学習指導、個別の補充学習の推進、家庭と連携した家庭学習や基本的な生活習慣の啓発を進めてまいります。保護者においては、子供の生活リズムを整え、家庭学習の習慣を身につけることに取り組んでいただきたいと考えております。教育委員会においては、学習支援のための人的な仕組みづくりとして、学力の二極化を改善するための特別支援教育支援員の配置による特別支援教育の充実とスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用した教育相談体制の充実、複式授業による間接指導の短所を補うために学習支援員としての教員有資格者の配置に取り組むとともに、教育研究活動への支援、家庭への啓発にも努めてまいります。

す。

また、教科別の課題で申しますと、小学校の国語では、ことわざの意味、理解や接続語の使い方、目的や意図に応じて自分の考えを書くなど、「読むこと」及び「書くこと」の領域で課題があるため、音読の活用や日常的な語彙指導、長文読解力をつけるための読書習慣や作文などによる各習慣の定着に力を入れ取り組んでまいります。

小学校の算数では、分数の掛け算や基準量に対する比較量の判断など、「数と計算」及び「量と測定」の領域に課題があるため、低学年からの系統立った基礎基本の繰り返し指導のほか、問題に対して粘り強く最後まで回答を求めていくことの大切さについても指導してまいります。

中学校の国語は、おおよそ全国平均並みであるものの、「話すこと・聞くこと」及び「読むこと」の領域に課題があるため、学校での朝読書や家庭での読書の習慣化、授業の中でグループ活動を通じた表現力を育成するなど、発展的な指導の充実に努めてまいります。

中学校の数学は、「数と式」及び「数量関係・関数」の領域、特に活用や思考などの応用力に課題がある事から、基礎基本の反復学習とともに知識技能を意識的に活用する場面を取り入れるなど、応用力の向上に努めてまいります。

これらの取り組みを進める際には、小学校においては、苦手分野や理解が十分ではない点の繰り返し学習を、中学校においては、習熟度別指導にポイントを置き、確かな学力の定着を図ってまいりたいと考えております。また、学力向上に向けて、ICT機器を効果

的に活用した事業改善と特別支援教育や不登校に対する学習支援についても具体的に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

●議長内馬場克康君 4番丸山文靖議員。

●4番丸山文靖議員 自席から市長に障害者雇用について再質問をさせていただきます。

ただいま、一通りご答弁がありました。答弁の中では、50人以上の民間企業では法定雇用率が2パーセントに対して、美唄市は4.58、法定雇用率の発生割合は80%、北海道平均では大きくは上回っており、障害者の雇用は一定程度確保されていることがわかりました。しかし一方で、精神障害者は就職後も働き続けられるかという課題があり、2010年の国の調査では好不調の波により症状が悪化し、就職してから半年以上働いていた精神障害者は49%となっているところでございます。調査結果もあり、障害者、精神障害者を雇用するためには、職場の理解と定着に向けた支援が必要であるものと考えます。この精神障害者が能力を最大限に発揮し、雇用の場を確保していくためには、市として今後どのような取り組みをしていくのかお伺いをいたします。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長高橋幹夫君 丸山議員の質問にお答えいたします。

障害者雇用の取り組みについてであります。近年、身体・知的・精神的障害など、障害者の個々の特性を生かした雇用を実現することが求められております。市としましては、就職に向けての相談、就業能力等の評価、就職前の支援から就職後の職場適応のための援助など、障害者の就労支援を総合的に行う北

海道障害者職業センターやハローワークなどとの連携により、個々の障害者の状況に応じた情報の提供に努めるとともに、事業主に対しては、障害者の雇用管理に関するさまざまな制度の周知を図るなど、行政と支援機関が一体となった雇用施策を推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

●議長内馬場克康君 次に移ります。

2番長谷川吉春議員。

●2番長谷川吉春議員（登壇） 平成26年第1回定例会にあたり、大綱4点について、市長にお尋ねいたします。

4月からの消費税増税を大きな柱にした2014年度政府予算案が、自民・公明などの賛成多数で衆議院本会議で可決され、現在、参議院で審議されています。17年ぶりの消費税率の引き上げなど、国民に大きな負担を強いる一方、軍事費や大企業向けの大型公共事業などには、大盤振る舞いの典型的な逆立ち予算です。国民の暮らしの実態を顧みず、増税を実施すれば、国内消費をさらに冷え込ませ、経済の土台を壊します。消費税率8%への引き上げまであと3週間と迫るなか、財務省が全国各地で社会保障と税の一体改革説明会を開き、弁明に追われています。なぜ税率引き上げか、引き上げ分を何に使うのかなど、国民の疑問に答えるとした企画です。こんな言いわけの説明会を毎日のように行わざるを得ないところに消費税増税への国民の不安と怒りの深さが示されています。消費税増税は社会保障のためという口実の破綻は、いよいよ明らかです。消費税増税で国民に8兆円もの負担を強いておきながら、14年度には

社会保障の充実に充てられる国費分は、政府の説明でもわずか2,200億円程度にすぎません。14年度予算案では、社会保障費の伸び率は予算全体の伸びを下回りました。高齢化などによる自然増分すら賄うことができなくなっています。その結果、年金、児童扶養手当、生活保護費など、13年度に引き続き、大幅にカットする方針が次々と盛り込まれました。歴代政権が導入を見送ってきた70歳から74歳までの医療費窓口負担の2割への段階的な引き上げも高齢者の生活の実態を無視したやり方です。暮らしや社会保障などへの冷たさと対照的に、軍事費や大型公共事業費が2年連続で大きく突出していることは異常そのものであります。暮らしを犠牲にしながら、戦争をする国づくりに向けて、軍事予算を拡充することは国のあり方として間違っています。国の財政が苦しいと国民の暮らしに自制を求めながら、不要不急の大型公共事業に税金をつぎ込むことは財政危機を進める逆行の政策であります。こうした状況は、地方自治体である美唄市においても、その影響を大きく受けざるを得ないというのが実情であります。

大綱質問の1点目は、農業行政についてであります。

その1点目は、市政執行方針についてです。TPP交渉をめぐる状況は、状況が大きく変わってきています。閣僚交渉以外にも日米双方が個別に交渉を行っています。こうした状況の中で、市長は市政執行方針の農業振興の中で次のように述べています。効率的で生産性の高い生産基盤を確立するため、国営農地再編整備事業や道営経営体育成基盤整備事業を推進するとともに、水稻や稲作の生産振興

と農業経営の複合化を図るとしています。

今、全国的に見れば、一部の地方自治体の中にこれまではT P P交渉反対の立場をとっていたのが、T P P交渉は受け入れざるを得ないという態度に変わっている状況が生まれてきています。こうしたことから、市長の市政執行方針がT P P交渉締結を見据えての農業政策とも受けとめられかねない内容に思われますが、T P P交渉について、改めて、市長の姿勢と市政執行方針のお考えについてお尋ねいたします。

その2点目は、T P Pによる影響額の見直しについてであります。昨年3月に、国は、T P Pによる影響額の見直しを行い、道も見直しを行っております。それを見ると、平成22年の行った影響額が、国の段階でも道の段階でも大きな違いが出ています。国の農産物の影響額は、平成22年では4兆1,000億円で、昨年3月の試算では2兆7,000億円となり、道の農業関連の影響額は、平成22年の試算では2兆1,254億円、昨年3月の見直しでは1兆5,846億円となっています。本市での影響額は、平成22年の試算では約54億円とされていますが、昨年3月の見直しでは、美唄市の影響額はどのくらいになるのか、お聞きいたします。

大綱質問の2点目は、市内での道路交通問題についてであります。

その1点目は、国道12号線の4車線化の進捗状況についてであります。国道12号線を岩見沢に向かって走っていると、峰延区域で工事が行われていますが、現在の進捗状況についてお聞きいたします。着手年度、事業量、進捗状況、来年度以降の予定などをお聞きい

たします。

その2点目は、道道美唄富良野線の工事の進捗状況についてであります。①として、進捗状況についてであります。②は残っている区間について③は供用開始の予定についてであります。

その3点目は、旭通りの道道の整備状況についてであります。①は整備状況について全体区間と事業区間についてであります。②は進捗状況について、設計などと用地取得交渉の進捗状況についてであります。③は工事の着手の予定についてであります。

その4点目は、乗合タクシーの運行状況と今後の見通しについてであります。議会が行っている議会報告会の中でも、乗合タクシーについての質問が寄せられていますが、現在の乗合タクシーの利用状況と今後の見通しはどのようになっているのかお聞きいたします。

大綱質問の3点目は、水道事業についてであります。

その1点目は、工業用水道事業についてであります。工業用水道事業については、企業会計ということもあって、その内容がよくわからないという市民の声もありますので、お聞きいたしますが、1つには、これまでの経過について。

2つには、給水の状況、すなわち給水事業数について、契約水量について、年間給水量について、給水による収益についてお聞きいたします。

3つには、契約企業数や契約水量のここ10年間の推移についてお聞きいたします。

4つには、工業用水道施設や配管など、今後の老朽施設への対応についてお聞きいたし

ます。

質問の2点目は、工業用水道事業の今後の見通しについてであります。現在、水道事業については、桂沢水道企業団において広域化に向けての協議が進められていますが、それとの関連で、本市の工業用水道事業の今後の見通しはどのようになるのかお聞きいたします。

大綱質問の4点目は、地域医療再構築プランについてであります。具体的に言えば、地方公営企業法の全部適用についてであります。過日行われた地域説明会に参加した人たちからも、その内容がよくわからないという声が聞かれます。改めてお聞きしますが、地方公営企業法の全部適用とはどういうものなのか。病院事業に一部適用と全部適用ができた経過と必要性がどのようなものなのかお聞きいたします。また、これまで一部適用としてきたが、全部適用になると、何がどう変わるのかお聞きいたします。

以上、この場からの質問を終わります。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長高橋幹夫君（登壇） 長谷川議員の質問にお答えいたします。

初めに、農業行政について、T P P交渉についてであります。道や各関係団体とともに国は十分な情報提供を行い、農業者などの意見をしっかり聞いた上で、国民的議論を行うとともに、交渉に当たっては、米や小麦などの重要品目を関税撤廃の対象から除外することを前提として対応し、本市経済や市民生活に影響が生じると見込まれる場合は、交渉から撤退するなど、万全な対応を行うよう強く求めており、その考えについては変わりは

ございません。また、市政執行方針につきましては、T P P交渉のことを想定したのではなく、美唄市農業ビジョンに沿った平成26年度の農業振興施策について申し上げているものであります。

次にT P Pによる影響額の見直しについてであります。平成22年度に推計しました影響額は、空知総合振興局が試算した対象品目ごとの農業産出額に影響割合をかける手法により、50億3,000万円と算出しておりますが、昨年、国や道が試算した影響額は農業産出額をベースに、品目ごとに外国産に置きかわる量と国内産が残るように分けて計算しており、試算に必要な品目の振り分けについて、市町村別データ等が示されていないことから、この方法による影響額の算出はできないところであります。

次に、市内での道路交通問題について国道12号線の4車線化の進捗状況についてであります。現在実施中であり三笠の道の駅付近から進徳地区間、約6.3キロメートルの峰延道路につきましては、平成19年度に全体事業費99億円として事業着手し、平成25年度末見込みの事業進捗率は事業費ベースで約33%、用地進捗率は約64%となっております。平成26年度は引き続き、美唄・峰延地区及び光珠内南では盛土工事、函渠等の構造物工事と光珠内・進徳間の用地取得を実施し、平成27年には事業起点の岩見沢市岡山から美唄市峰延間の延長約1.2キロメートルを供用開始すると伺っているところであります。

次に、道道美唄富良野線の工事の進捗状況についてであります。延長54.1キロメートルのうち約43.4キロメートルが、平成24年

度までに完成しており、進捗状況は事業量ベースで約80%となっております。また、幌子道路の約5キロメートルとスキー場から美唄ダムまでの約5キロメートルが、それぞれ未整備区間となっており、全線開通は平成30年をめどに開通すると伺っているところでございます。

次に、旭通りの道道の整備状況についてありますが、道道美唄富良野線への区域変更となった東3条通りから美培線を通り、道道美唄富良野線までの約2,078メートル区間のうち、事業認可された東3条通りから東5条通り区間610メートルの実施計画、用地確定測量については、平成24年度に完了しており、平成25年度は、支障物件調査を行い、用地買収や物件移転補償の交渉を取り進めているところであります。工事につきましては、平成26年から東3条通りと翠明通りまでの区間の一部を着手する予定と伺っております。

次に、乗合タクシーの運行状況と今後の見通しについてありますが、乗合タクシーにつきましては、平成24年10月から本格運行をしております盤の沢・我路方面の東側地区と平成25年4月から実証運行をしております日東・茶志内方面、中村・沼の内方面、西美唄・開発方面の西側地区の東西2地区4方面で実施しているところであります。運行状況について、1日当たりの平均運行台数と利用人数で申し上げますと、東側地区は、2.4台の運行で4.7人の利用となっており、西側3地区全体では3.6台で30.4人の利用となっております。なお、西側3地区の内訳としましては、日東・茶志内方面では5.2台で14.3人、中村・沼の内方面は3.6台で8.0人、西

美唄・開発方面は3.4台で8.1人となっており、この中では、日東・茶志内方面の方の利用が特に多くなっているところであります。今後の実施地域の拡大につきましては、市民バスをはじめ、JR北海道、中央バスなどの競合する公共交通機関への影響もあることから、厳しいものと考えておりますが、地域の交通事情に変化が生じた場合には、美唄市地域公共交通活性化協議会で協議をいただき、公共交通の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、水道事業について、工業用水道事業についてありますが、工業用水道事業は、東明工業団地及びその周辺地域の進出企業に対し、工業用水を供給することを目的に昭和48年、美唄ダムの着工と同時に計画されたものであります。その後、昭和56年に東明工業団地に一部給水を開始し、空知中核工業団地の造成に伴い、昭和59年には同団地に給水用を開始し、現在に至っております。

平成24年度末における給水現況につきましては、給水事業所数、12事業所、契約水量は1日264立方メートル、年間給水量9万325立方メートル、給水収益385万7,000円となっております。過去10年間の契約事業所数及び契約水量の推移につきましては、平成15年度は契約事業所数、14事業所、契約水量1日354立方メートルとなっており、平成24年度と比較しますと事業所が2事業所、契約水量が1日90立方メートルの減少となっております。工業用水道事業の施設状況につきましては、美唄ダム、美唄浄水場及び配水管などの工業用水道施設が昭和50年代に整備したものであり、供用開始から約30年経過し

ている状況でございますが、法定耐用年数はダムは80年、浄水場や配水管などは40年から60年とされていることから、現在、改良や更新事業については、考えていないところでございます。

次に、今後の見通しについてであります。桂沢水道企業団等の水道事業統合につきましては、平成24年度から桂沢浄水場更新事業推進室が組織され、事業統合に向け、さまざまな調査検討を進めているところであり、現在も検討中となっております。このため、工業用水道事業の方向性につきましては、水道事業統合の結果を踏まえ、検討していくこととしております。

次に、地域医療再構築プランについて地方公営企業法の全部適用についてであります。地方公営企業法の適用を受ける法定事業には水道事業、電気事業、ガス事業など、7事業がありますが、病院事業は法定事業から除外され、財務規定等の一部が適用となり、組織や人事などの規定については任意適用とされております。病院事業は、企業として能率的に運営されるべき点においては、水道事業などの法定事業と同様であります。これらの事業に比べ、採算性も低く、また、保健衛生行政や民生行政など、一般行政とのかかわりが密接であり、法定事業とは若干その性格が異なるため、法の規定等の一部が適用されているところであります。全部適用は、地方公共団体が条例で定めることにより適用され、人事や会計に一定の権限を持つ事業管理者を設置するとされております。

これにより、経営の責任と権限が明確化され、医療環境の変化に対応した迅速な職員採

用や病院経営に精通した事務プロパー職員の採用のほか、弾力的な職員定数や勤務形態、給与体系等の検討などが可能となり、一部適用よりも効率的で自主的な経営が期待できることから、移行する病院が増えてきているところであります。なお、全部適用の導入後においても、行政や議会の関与、職員の身分保障などについては、一部適用との違いはないとされております。

以上でございます。

●議長内馬場克康君 2番長谷川吉春議員。

●2番長谷川吉春議員 この場から何点かについて再質問させていただきたいと思っております。

1つ目は、農業行政、TPPの問題であります。安倍内閣は、TPP交渉で譲歩する態度を繰り返し表明してきております。2月21日からシンガポールで、TPP閣僚会合が始まりました。安倍政権は、米や麦、牛肉、豚肉、乳製品、砂糖などの重要5品目586項目のうち、半分近い加工品の自由化に踏み込む自由化率95%やアメリカからの主食米輸入の拡大を提案するなど譲歩を重ね、聖域を明け渡そうとしています。交渉に前のめりな日本政府の姿勢は、この間の甘利TPP担当相の発言にも表われています。甘利担当相はアメリカ通商代表部のフロマン代表との会談後、日経新聞とのインタビューに答えて次のように語っています。「日本にとって、米がどういう位置づけか米国は最初からわかっている。だが、日本は何もしなくて良い訳ではない」。このように述べています。さらに18日の閣僚後の会見で、「5品目のタリフライン1つ残らず微動だにしないということでは交渉にならない」。こういうぐあいに述べています。今、

アメリカの態度は日本に対して重要品目を含む農産物関税の引き下げ譲歩を迫る強硬な姿勢を崩していないわけです。

こうしたことから、今まさに11日から日米の事務レベルの協議が再開されるわけですが、こうした状態いわゆる事態は切迫しているわけです。こうした、今の安倍首相のTPPの態度ということ言えば、国会決議に明らかに反しているということも言えると思います。国会決議では「交渉に当たっては2国間交渉等にも留意しつつ、自然的地理的条件に制約される農林水産分野の重要5品目などの聖域の確保を最優先し、それが確保できないと判断した場合は、脱退も辞さないものとする」、このように国会決議ではされているわけです。国会決議の内容ということ言えば、市長はこのように先ほどご答弁されています。「交渉に当たっては、米や小麦などの重要品目を関税撤廃の対象から除外することを前提として対応し、本市経済の市民生活に影響が生じると見込まれる場合には、交渉から撤退するなど万全な対策を行うよう国に対して強く求めていく」。このように市長はご答弁されているわけですね。市長のお考えと先ほど言った国会決議、これは共通しているものでありますけれども、しかし、今、安倍政権が行っている交渉そのものでいえば、こうした国会決議に真正面から反対する、踏みにじる内容になっていると思うわけです。こうしたことから、まさに事態は切迫しているわけですが、市長はこれまでも、美唄の基幹産業である農業を守るために国に対して、働きかけてこられておりますけれども、こうした切迫した状況だけに、国に対する対応を一

層強めていくことが必要でないかと思うわけですが、市長のお考えについて尋ねいたします。

次は、乗合タクシーの問題ですが、まず、現在実施されている乗合タクシー、各区间があるわけですが、これまで市民バスが通っていたところで、市民バスが廃止される代替ということで、乗合タクシーが運用運行されているわけですが、これは市民にとって大変喜ばれているわけです。こうした中で、東明の落合地区に住んでおられる方から、落合の方にもぜひ乗合タクシーを運行してほしいという、そうした声を聞くわけですが、それに対する、実施するという可能性についてどうなのかお聞きいたします。

3点目は、地域医療再構築プランについてであります。再構築プランの説明の中で、また、過日行われた地域説明会の中でも、その中には、運営形態として公設公営を基本とするとされているわけです。しかし、説明会に参加した人たちの中からは、市立病院が指定管理者制度に適用されるんでないか、そうした不安を持っている人たちもいるのは事実であります。これまで、全国的に見れば、こうした公立、地方自治体が運営する公立病院が、医療法人などを管理者として、契約ということでの指定管理者制度が適用される、そうした病院も幾つか出てきております。こうしたことから、公営企業法全部の適用という問題は、これは場合によっては、指定管理者制度に移行するための前提ではないかと、そうした不安を持っている人たちも多いわけです。こうしたことに対して、果たして、そうした心配があるのかどうなのかということについて

て明確なお答えをいただきたいと思ひます。
今後、当面の間、指定管理者制度への移行を考へているのかどうかということについてお聞きいたします。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長高橋幹夫君 長谷川議員の質問にお答えいたします。

はじめに、TPP交渉についてであります。報道によりますと、先日行われた閣僚会合では、大筋合意には至っていないものの、引き続き、交渉は続けられるとのことから、国の動向を注視し、今後とも、関係団体などとも、ともに要請を行うなど、しっかりと対応してまいりたいと考へております。

次に、落合地区での乗合タクシーの実施についてであります。平成23年度に策定しました美唄市地域公共交通相互連携計画では、落合地区におきましては、市民バス東線の路線区域にあることから、乗合タクシーの実施については、現在考へていないところであります。

次に、市立病院の指定管理等への移行についてであります。地方公営企業法で定められている事業管理者の権限の中に、経営形態の決定に関する事項は含まれていないところであります。プラン素案では、経営形態の考へ方は、公設公営を基本とし、医療環境の変化や多様な医療ニーズなどに迅速かつ柔軟に対応するため、全部適用を目指したところであり、医療法人等に運営管理を委託する指定管理への移行は、現在予定していないところであります。

以上でございます。

●議長内馬場克康君 次に移ります。

6番森川明議員。

●6番森川明議員（登壇） 平成26年第1回定例市議会にあたりまして、大綱4点について、市長、教育長にお伺ひいたします。

その前に、安倍政権になって1年2カ月余り、何か急激に右傾化が進み、国会の議論も衆参両院での多数を握る事から、傲慢さがさまざまな場面に目についています。集团的自衛権、武器輸出三原則、教育改革等々で多く見られます。さらに、NHK靱井会長の発言、一部経営委員の発言など、日本は国際的に孤立化したり、危険な道に踏み込むことが深く危惧しているわけです。消費税増税分も目前、3年にまもなくする東日本大震災の復興、福島再生も思うように進んではいません。暮らしにくい世の中になり、疑問に思える日々を暮らしているわけです。質問に入りたいと思ひます。

大綱の1点目は、農業についてです。

1つは、水稲収穫量についてです。北海道農政事務所は毎年1月末に前年度水稲収穫量の道内市町村別ランキングを発表します。平成25年度の全道1位は、隣の岩見沢市で、市も空知管内で岩見沢、深川に次ぐ3番目でした。平成25年産について伺ひたい点は、①北海道全体の収穫量と空知のシェア。②市の全道、空知の順位と収穫量③前年、平年と対比した動向についてです。

2つ目は、市の品種別作付面積についてです。日本穀物検定協会は、2月13日、平成25年産米の食味ランキングを発表しました。取り寄せた資料によりますと、道産米では「ゆめぴりか」が3年連続、「ななつぼし」が4年連続で5段階評価で最高の特Aで、全国131

銘柄のうち、特Aは、過去最多の38銘柄に達しています。「ゆめぴりか」、「ななつぼし」について、協会は「味が良い上に粘りと固さのバランスがとれている」と、大きな評価をしています。また、食味によるランキング激戦の中で、全国的においしい米のレベルが年々向上し、宮城の「つや姫」と鳥取の「きぬむすめ」、香川の「おいでまい」が特Aに初登場しました。道はさらに、2月13日、道内で消費される米のうち、道産米の割合を示す道内食率が、主に2012年産米の消費期間である2013年米穀年度で91%と、過去最高になったと発表しました。2013年米穀年度に道内で消費された米は、32万7,511トン、そのうち、道産米は、29万8,062トンで「ゆめぴりか」、「ななつぼし」の登場で味の人気は定着し、今後、道産米の人気は高まると予想されています。道内食率については、1,996米穀年度の37%を底に上昇傾向にあり、道は、道内食率の目標85%以上としていましたが、既に91%に達成しています。

また、長沼町にある道立総合研究機構中央農業試験場では、道内産米として初めて、外食向けの米、新品種の空育180号が開発され、来年の春に一般農家でも栽培が可能になりました。伺いたい点は、①市の品種別の作付面積の順位5位を伺います。②市内の美唄産米の消費動向について③美唄ブランド米について④外食向け新品種「空育180号」の情報についてです。

大綱2点目は、限界集落についてです。

1つとして、市の現況についてです。道の調査結果が、本年1月12日に発表をされました。道内の集落3,747箇所のうち、住民の半

数以上が65歳以上の限界集落が、603箇所にのぼり、2年前より128箇所増えたことが分かりました。昨年の秋の調査で、人口が100人未満の集落も47箇所増の2,061箇所になり、実に全体の55%を占め、うち、空知は126箇所と一番多く、全体の20%にもなっています。分析結果では、空知は他管内と比べ、増加率が極めて高く、集落は農村部に多く、また、旧炭鉱地帯や、山間部が厳しい傾向にあります。要因も転居に伴う自然消滅や近隣との集落合併などが思われます。集落の維持も少子高齢化と人口減により一層難しくなっております。

実はこの件につきましては、平成22年第2回定例市議会の場で名称を含め状況等を質問した経過があります。答弁として、桜井市長は、「住んでいる方のことを考えると、限界集落という言葉は適当ではないという考え方から、最近では、基礎的条件の厳しい集落維持が困難な集落などの表現が見られる」とし、市の状況は「平成21年の10月で4箇所の地域が50%を超え、5つの地域で40%台で、うち1つは、45%を超えている。10年後にはさらに2つの地域が50%を超えていることが考えられる」という答弁でした。その後の市の状況について、①として、市の実態、前回調査から増加をしているのか。②地域の資源等を生かした歯どめ策について伺います。

大綱3点目は、男女共同参画についてです。

1つは、地方公共団体等、取り組み状況です。2日前の3月8日は、国際女性デーで、世界の女性が男女平等のために一斉に立ち上がった統一行動日でした。世界は福島第1原発事故に学び、原発はゼロにすると即断した

ドイツのメルケル首相を筆頭に、政界、経済界、国際舞台等、女性の進出は著しく、昨年の世界経済フォーラムの発表で、男女平等指数が136カ国中、何と日本は105位であり、資本主義国では最低の実態にあります。さらに、日本の最低賃金の水準は生活保護給付や最低生活費など、国連から、満たしていないと改善勧告がされるほど、先進国で最低クラスの水準なのです。市は、条例を平成22年4月1日に施行し、まちづくり基本条例の第4条人権の尊重を定めています。「ともに生き、ともに支える明日の美唄」をスローガンとして私たち市民は、性別年齢に関わらず、市民一人ひとり尊重し、市民、市議会及び執行機関は男女が平等に参画できる社会の実現に努めるとなっております。このことは、美唄未来交響プラン第6期美唄市総合計画第2楽章、人づくり、男女共同参画を施策として掲げてもあります。内閣の平成25年6月21日に公表された男女平等参画白書では、女性の活躍を支える環境づくりが求められており、その点を踏まえ、市の状況について伺います。①市職員の女性の比率と、管理職の割合②市職員の育児休暇の割合。③女性の農業委員、農協理事、町内会長、市内の民間企業の女性社長、管理職の数。④評価面と課題について伺います。

大綱4点目は、教育について、教育長に伺います。

1つ目は、卒業式・入学式の日の丸、君が代についてです。卒業式・入学式のシーズンを迎え、過去、市は、卒業式には学校現場が混乱するという事態がありました。内容は、処分をちらつかせ、無理やり立たせて歌わせ

る。その指導のやり方が通達や職務命令を義務づけようとするもので、教職員の思想・信条を条件等で縛りつけること事態、憲法違反であり、民主主義の根幹にかかわる問題でもあるからです。この日の丸、君が代について、平成11年に施行された国旗国歌法で定められた国旗と国歌で日の丸は法律上、日章旗と呼ばれ、古くは室町時代の勘合貿易で、日本の船籍を示す旗として使われていました。君が代の歌詞は平安時代に生まれた和歌で明治13年に曲がつくられ、天皇を神格化した戦前戦後の軍国主義の象徴と言えましょう。なぜ反対をするのか。それは、国旗・国歌が狂気のあの戦争のシンボルとして、国民を誤った道に引っ張ったものであり、どうしても結びつけてしまうのです。このように戦前の軍国主義教育を思い起こし、宗教上の理由で歌唱を拒んだとする保護者も多くいるわけです。この考えは教職員も同じで、憲法には思想・良心の自由の保障があるから、反対をするのです。先に触れました強制をしないと説明してきた国旗国歌法。既に15年にもなり、日の丸、君が代だけで全国で1,000名近くの教職員が懲戒処分をされました。学習指導要領には大綱的基準はあり、尊重義務規定はないのです。卒業式・入学式、保護者や教職員、卒業生、入学生ともども喜びを分かち合う場でもあります。教職に対して、教育委員会が一方的に指導とし押しつけるべきではなく、強制する事態にならないよう、混乱をさせる行動はとるべきではありません。卒業式・入学式をスムーズに行えるよう、次の点を伺います。①新たに道教育委員会から通達が出されているのか。②スムーズに行えるよう、混乱

を招かないようにすべきである。③昨年行われたという起立の強制、国歌斉唱の確認については、だれか行うのか。④卒業式はフロア形式とステージ方式があるわけですがけれども、指導はどのように行われているか。

教育の2つ目は、体力テストの分析についてです。文部科学省は、昨年12月14日、小学5年と中学2年を対象にした平成25年度全国体力運動能力運動習慣調査の全国に調査結果を公表しました。その結果、北海道は小学5年生の男女、中学2年の女子が47都道府県の中で47位と最下位で、中学2年の女子は調査開始以来、5回連続の最下位、中学2年男子も46位と低迷し、特に脚力の弱さが際立ち、道内は冬の運動が制限される面がある。こういう立地条件が要因とも思われます。

さらに2月16日には道教育委員会は、道内の管内別の結果を、初めて公表しました。本日の北海道新聞にも載っておりましたけれども、体力テストは檜山が最高。中学2年男子は、留萌で。空知の状況は小学5年と男女とも全道平均を若干上回っているものの中学2年では、男子女子ともに下回っております。また、生活習慣とテストの関連分析では、朝食頻度が多いと好成績の結果が現れている点に注目をすべきであると思われます。

伺いたい点は、①市の状況と分析結果②体力向上に向けての指導方法についてです。

以上、この場での質問を終わります。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長高橋幹夫君（登壇） 森川議員の質問にお答えいたします。

初めに、農業について、水稻収穫量についてであります。北海道農政事務所が昨年末

に公表した平成25年産米の収穫量は北海道全体で62万9,400トンとなっており、空知は28万8,900トンと、全道の45.9%を占めております。

次に、美唄産米収穫量は2万5,200トンで岩見沢市の4万3,900トン、旭川市3万8,800トン、深川市の3万5,700トンに次ぐ、全道で4番目、空知管内で3番目となっております。

次に、平成25年産米の収穫量は、平成24年産米と比較して1.2%の減となっておりますが、過去5年平均との比較では4.2%の増となっております。また、傾向としましては、平成21年産米と22年産米は冷害等により不作でしたが、平成23年産米から3年続けての豊作となっております。

次に、水稻品種別作付面積等についてであります。平成25年産米は、「ななつぼし」が2,059ヘクタールで46.7%、「ふっくりんこ」が597ヘクタールで13.5%、「おぼろづき」が547ヘクタールで12.4%、「きらら397」が526ヘクタールで11.9%、「ゆめぴりか」が436ヘクタールで9.9%となっております。

次に、美唄産米の市内消費動向についてであります。北海道が公表している北海道産米の道内食率は、道内の米総消費量と府県産米消費量で算出しており、府県産米消費量については、道が卸売業者を対象として、独自に調査した数値を用いておりますが、市町村ごとには、このようなデータがないことから、美唄産米の市内食率については、求めることができません。しかし、美唄産米の市内消費動向を把握して、地産地消や食育の推進などに活用していくことが必要と考えますことか

ら、現在、調査方法などについて検討を進めているところでもあります。

次に、美唄のブランド米についてですが、市のブランド米としては、特に定めておりませんが、各農協がプライベートブランド米として位置づけている美唄市農協の「雪蔵工房」峰延農協の「香りの畦みちハーブ米」を中標津町でのイベントや北海道競馬で行っている地域の食と観光のPR事業、札幌での空知フェアなどでPRを行っているところであり、今後とも、農協と連携のもとに、美唄産米のPRを図ってまいりたいと考えております。

次に空育 180 号についてですが、道立総合研究機構中央農業試験場が外食専用品種として開発したもので、食味に優れた上育 455 号と収量が多く、寒さに強い、「大地の星」を掛け合わせていることから、品種特性としては収量が多く、寒さに強く、いもち病の抵抗性もあり、道産米の外食産業向け新品種として期待されているところであり、来春から本格的に生産されると伺っております。

次に、限界集落について市の現状についてですが、北海道が実施した平成 25 年度北海道集落实態調査時点で申し上げますと、住民基本台帳人口、2 万 4,656 人に対して、高齢者数 8,758 人で、高齢化率は 35.5%となっているところであり、2 年前の同調査地点では 33.4%であったことから、高齢化率が 2.1 ポイント上昇したところでもあります。市内において、高齢化率が 50%を超えている行政区は 2 年前と同様に 5 地区あり、2 年前と比較しますと、日東町は 50.4%で 0.2 ポイントの減、共練町は 52.2%で 0.3 ポイントの増、落

合町は 53.3%で 0.5 ポイントの減、盤の沢町は 54.6%で 3.9 ポイントの減、我路町、56.5%で 6.8 ポイントの減となっております。市としましては、可能な限り集落機能を維持していくことを基本として、「食」や「農」などの地域の魅力を積極的に発信して、移住定住に結びつける取り組みとともに、市民バス乗合タクシーの運行や地域に出向いての高齢者の方への健康相談、出前講座、自主防災組織の設立に向けての支援などを行うほか、地域資源を生かした歯どめ策には、なかなか結びつかないものの、特に高齢化率の高い東部生活圏においては、アルテピアッツァ美唄や我路ファミリー公園、炭鉱メモリアル森林公園などの施設の適切な管理を行い、交流人口の増加につなげてまいります。

次に、男女共同参画について地方公共団体等、取り組み状況についてですが、初めに、市職員の女性職員の比率については、平成 25 年 4 月において、医療職を含め、405 名中 142 名、35.1%で、このうち女性管理職については、100 名中 13 名となっており、割合としては 13 パーセントで、女性管理職の割合は増加傾向にあります。

次に、市職員の育児休暇取得について、女性職員では、平成 25 年度で 6 名が対象となり、取得率は 100%となっております。なお、男性職員の取得はございません。

次に、農業委員、農協理事、町内会、市内民間企業女性社長の管理職の状況ですが、農業委員及び市内農協理事には女性はありません。また、町内会長のうち女性の方の人数は、本年 2 月末で 231 名中 8 名、割合としては 3.5%となっており、市内民間企業の

女性社長や代表については、本年2月現在の美唄商工会議所の会員登録数では562名中88名が女性で、割合は15.7%と伺っております。市内民間企業の管理職の女性役員数は市、会議所ともに調査した経緯がないため、不明となっております。

次に、評価面と課題についてであります。平成24年度末の総合計画前期基本計画の政策評価におけるまちづくり成果指標の固定的な性別役割分担の意識を持たない市民の割合は、平成27年度の目標値60%に対して55%、前年度比で12.3ポイントの増、市の審議会等への女性登用の割合は、平成27年度の目標値30%に対して21.4%、前年度比で0.5ポイントの増であるものの、それぞれ目標値には達していないことから、今後も美唄市男女共同参画推進協議会の皆さんと連携して、会報誌の発行や講演会の開催などにより、男女共同参画社会の実現に向けた意識づくりなど、市民意識の啓発に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

●議長内馬場克康君 教育長。

●教育長早瀬公平君（登壇） 森川議員の質問にお答えいたします。

初めに、卒業式・入学式での国旗国歌についてであります。道教委においては従前どおり学習指導要領の趣旨を踏まえた適切な実施及び儀式的行事の意義を踏まえた内容とするよう通達がなされているところであり、新たな通達はないものであります。

次に、卒業式・入学式の進め方につきましては、式が混乱することなく整然と行われるよう、事前に職員との十分な話し合いを持つ

よう、各学校に指示しているところであります。

次に、国歌斉唱時における職員の規律や国歌の斉唱につきましては、昨年同様、教育委員会職員によって適切な実施に係る確認を行うこととしております。

次に、卒業式の形式についてであります。美唄市教育委員会におきましては、卒業式がより一層儀式的行事にふさわしい式場となるよう、国旗が式場出席者の目に触れるように会場の正面に自然な形で掲示することが望ましいと考えており、厳粛かつ清新な雰囲気の中、児童生徒の成長を祝うとともに卒業生を儀式的な主役とするためにも、ステージ本来の活用を求めているところであります。また、入学式においても卒業式と同様に行うこととしております。

次に、全国体力運動能力運動習慣等調査についてであります。本年度実施いたしました市内小中学校の調査の結果につきましては、小学校女子の握力と長座体前屈が、全国平均を上回っていますが、それ以外は、小中学校男女ともに全国平均及び全道平均を下回っている状況にあります。調査結果から、本市の児童生徒の全体的な特徴として、握力やソフトボール投げなどの筋力は比較的あるものの、上体起こしや前屈などの柔軟性やシャトルランなどの持久力、反復横跳びなどの瞬発力が劣る傾向にあります。

次に、体力の向上に向けての取り組みや指導についてであります。学校においては体育の授業において、体力向上に向けて継続した指導に取り組むとともに、一校一実践児童生徒が主体的に体力づくりに取り組む活動を

行っております。具体的には、体育教科において、小学校では縄跳びや体操、ランニングを取り入れ、中学校ではエアロビクスなどのダンス、ランニング、縄跳び筋力トレーニングを授業に取り入れて実施しております。また、児童生徒の主体的な活動として、小学校では縄跳び集会など、体育的行事の取り組み、さらに体力づくりの環境整備として一輪車やパークゴルフ、ステップラダーや、ケンパ遊びの設置、学級や児童会を主体とした集団遊びなどに取り組み、中学校では長縄やスポーツ集会などの行事を生徒会が主体となって取り組みを進めているところであります。また、各学校においては自校の体力運動能力の結果や分析をとおして、さらに具体的な取り組みを検討しているところであります。なお、体力や運動能力の向上には食事や睡眠などのより良い生活習慣の定着が欠かせないことから、家庭への啓発にも取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

●議長内馬場克康君 森川議員の再質問は午後からといたしたいと思っております。

午後 1 時 10 分まで休憩いたします。

午後 0 時 10 分 休憩

午後 1 時 10 分 開議

●議長内馬場克康君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

森川議員の再質問から入ります。

6 番森川明議員。

●6 番森川明議員 それでは自席から、教育など伺いたい点がありますので、意見を含め

お尋ねしたいと思っております。

1 点目の農業についてですけれども、1 つ目の水稻収穫量。市の現状は、道内 4 番目、空知 3 番目と、高い位置にいるわけです。3 年連続の豊作ということもあったわけですが、今後も関係機関と連携をし、栽培指針の徹底、営農技術の指導を的確に行い、地位を守っていただきたい。このように念じています。

2 つ目の、水稻の品種別作付面積についてですけれども、約半分が、「ななつぼし」ということが判明いたしました。「ふっくりんこ」、「ゆめぴりか」など優良品種が、メジロ押しです。まあ、美唄のブランド米、市農協が「雪蔵工房」、峰延農協が「香りの畦みちハーブ米」と独自のブランド米となっていますけれども、聞くところによりますと「おぼろづき」については若干、品質食味的に不人気になっているということを伺っています。検討する余地もあるのではないかと思いますし、これは私の意見です。それから、市内の食率の算出ですけれども、難しいと思う反面、消費動向について必要です。地産地消や食育の推進などのデータを収集し、調査方法と知恵を出し合い、答弁にもありましたように、検討してみてください。初の、外食向けの空育 180 号。まだ、品種登録をされていませんが、どんぶり物や、弁当に適し、道は、道内の 5 年後の作付面積を全面積の 4 分の 1 ぐらいまで拡大を目指している。外食分野とも安定供給し、日本一の米どころの地位を築きたいと意気込んでいますので、美唄も大きな広がりを見せると期待をしております。情報等につきましてはわかりました。

2点目の、限界集落についてです。2040年、地方は消滅する。このような衝撃的な記事がありました。元岩田県知事、総務大臣を経験した増田寛也さんを中心とした研究会が、雑誌中央公論12月号に発表しました。人口減少がもたらす影響の深刻さを多くの人々が共有していないことに警鐘を鳴らしているのです。人口減少は2100年ころまで止まらず、日本は、1億人割れとなると予想しております。2040年に人口1万人未満となる消滅可能性の高い市町村は3割近くに達した。北海道と7道県で何と5割以上になるとデータが出ているんです。道と各市町村もちろん、市も住民の生活水準と地域社会を維持する対策知恵を出し合っているわけですが、道は、この限界集落の中で特に、上川管内幌加内町の母子里地区をはじめ、3箇所モデル地区として、高齢者支援や住民が一定の範囲内で居住する集住化対策を考えています。北海道新聞には、母子里の住民の実態の連載をされました。地域に残るということ自体、大変である反面、今、都会にない豊かさを求め、地方に移住する若い世代が増え、農業への新規参加者は全道的に増えているそうです。地方に目を向け、可能性はあるんです。タイミングよく、大震災3年、限界集落をどう防ぐか。北海道新聞では、宮城県の女川からの報告も掲載をされていました。被災地はもともと深刻であり、「獅子振り」で若者が戻って欲しいとの願いが、あのキャンペーン中で伝わってきたわけです。

市は、平成24年度地価調査概要では、東明3条2丁目174番の312では、住宅地として11.1%、全道一の下落した実態もあります。

答弁の限界集落高齢化率、2年前により35.5%で、前回33.4%より、2.1ポイント上昇し、4から5と1つ増加したとの答弁でした。内容は、我路、盤の沢落合、共練、日東でありますけれども、その中で、日東が新たに加わった。残念な気もしております。市は、移住定住に結びつく取り組みとして、市民乗り合いタクシーの利用、健康相談、また、出前講座、自主防災組織の設立等、あらゆる手段を講じ、対策の強化をすること。限界集落をこれ以上増やさないように働きかけを強めてください。

3点目は、男女共同参画についてです。状況について答弁をいただきました。今、政府は成長戦略の中核である女性の活躍の場を推進しています。白書の内容を見ますと、女性管理者は一割未満と少なく、全くいない職場では理由として、現時点では必要な知識や経験判断等に有する女性はいない点をあげていますが、これは一方的だと思っています。女性の才能は素晴らしいもので、私がファンのテレビ日曜日の「がちりマンデー!!」でも度々、女性の発明者あるいはアイデア等が、活躍の場が出ておりますし、このところ、理研公開の意見もあります。小保方晴子さんの万能細胞も快挙と言えるのではないかと思います。

つまり、女性の活躍を支える環境づくり、柔軟な勤務形態が必要とされ、職場で、家庭で、地域社会で、すべての人々にチャンスがある訳で、活躍できる社会の構築を目指して取り組んでいく必要があるのです。共同参画に関する調査等の資料は、取り寄せたものは膨大なものがありましたけれども、あらゆる

機関で取り組み、内閣も本腰を入れていますので、結果はまだまだ十分とは言えません。内閣は毎年、政治、行政、資本等さまざまな分野において、女性の参画状況調査の結果を平成 25 年 12 月に公表しました。主なものとして、国会議員に占める女性の割合は、衆議院 8.1%、全回 10.6%、参議院 6.1%、前回 8.2%と残念ながら減少しました。都道府県議員、市会議員、町村会議員は横ばいで、国家公務員の管理職の割合も 2.7%、前回は 2.6%。わずかの増加傾向にあり、都道府県本庁課長相当職は 6.8%と前回 6.5%から増え、市町村における課長職以上も 12%、前回 11.0%と増えており、審議委員会委員も若干ながら増え続けています。全国的に見ますと、農業委員が 6.1%、前回は 5.7%、農協役員が 4.5%、前回は 3.9%と増えているのも特徴ですけれども、民間企業分野の管理職は減少傾向にあります。医師・歯科医師の割合も、司法分野における割合も増加傾向にあります。結果は、調査の一部であり、女性が活躍できる社会に育児休業等給付の引き上げや、女性の活動推進に取り組む企業の支援など、総合的な施策の展開がさらに求められている現状です。

高橋知事は、女性初の特別職の道監査委員に生え抜きの竹谷さんを登用することが出ておりました。人事院でも女性初の総裁が誕生する予定ですし、銀行界でも野村信託銀行は真保氏の社長、大和証券グループも田代氏が取締役就任しました。答弁では、市内の状況実態がわかりました。市役所は女性の管理職は増加傾向にあり、育児休暇も 100%取得の率です。女性町内会長、女性社長も前回調査より増加していますが、農業委員、農協理

事には農業従事者に有能な方がいますけれども、以前としてゼロです。なお、昨日、道の女性農業者の全道の参画状況が載っております。全道では、農協理事 6 人、農業委員が 8 人いるそうです。適材適所もありますけれども、今後、多くの登用に市長は働きかけ、女性進出の場を多くするよう、市男女共同参画推進協議会等と連携し、取り組みの強化を願っています。農業、限界集落、男女共同参画についての的確な答弁をいただきましたので、意見を述べ質問はございません。

4 点目の、教育についてです。教育長に再度伺います。

「日の丸・君が代」について学習指導要領に沿って適切に行うと言い切っていますが、それ自体、教育者の思想信条を無視し、無理やり、起立させ、歌わせる、それを確認し、従えないものは処分する。脅し、そのものです。私は、違う国旗・国歌にすべきであると定例会質問の場で言い続けてきました。一時、非常に機運が盛り上がった時期もありますけれども、今は下火です。理由は、再度強調してますが、君が代の歌詞が平安時代に読まれた和歌で天皇を神格したもので、理解することが難しく、ましてや、児童生徒に教えた歌詞の内容を質問された教職員は答弁に困るほど現代ばなれをしているということです。国旗は、室町時代の勘合貿易で日本の船籍を示すもので、なじめません。反目する教職員は、当然あるべきなもので、男子は徴兵され、天皇陛下万歳、日の丸万歳と亡くなった、あの戦争の悲惨を思い起こします。実態レポートもありました。

先に、知事選があった東京都、教育改革に

より 208 校あった全日制が、176 校に統合、夜間定時制学校と、ろうあ学校及び寄宿舎、約半数に減らされました。生徒達も弱者への受け皿が切り捨てられ、教職員への管理体制等、厳罰化が進んでいます。職員会議での挙手と採決が禁止され、かわりに、指導教育制度を投入し、卒業式や入学式での国旗への起立と国歌斉唱が義務化され、従わなければ、違反した教職員だけの処分だけではなく、同僚全体が連帯責任で校内研修を受けさせられているのです。深刻化しているのは、病気休職者教職員の数が増え続け、その歯どめがかげらず、子供たちにしわ寄せが向っているということです。

このように君が代・日の丸の強制は、各学校の教育編成権の不当介入、教育の自由や、児童生徒・保護者・教職員の内心の自由を侵害するとみられるのです。再質問といたしまして、①新たな道教育委員会から通達がなかったとの答弁です。そうしますと、昨年 10 月の教育長通達は必要なかったのではないかという点。②昨年 12 月に美唄市を会場にした教育課程改善セミナー。国家の指導に特化した研修が、なぜ美唄市となったのか。研修内容は、指導者、参加者に強要したものではないのか。③起立や国歌斉唱にかかわる起立・口パクの確認。顔も名前も知らない教育委員会職員では、適切な確認の対応はできない。結局は、教頭・校長が確認とすることになるのではないかという点。④として、卒業式及び入学式の指導についてフロア方式は、本来児童・生徒が主役で、お互いに創意工夫をしながらつくり上げてきた歴史のあるものです。決められたパターンで進められる、このよう

なことですけれども、保護者や教職員が喜び合える、主体的に学校に任せるべきもので、教育委員会の押し付け、圧力的であるというふうに思うわけなんです。この点、教育長はどう思うか。

次に、2 点目の体力テストの結果分析です。これにつきましては、平成 26 年度道予算案では、道教育委員会は 4,673 億円。学力・体力向上に前年度当初比、30.6%、倍の 5 億 2,010 万円を計上しています。その内、体力面で体力テストのデータを指導改善に生かす教育研修を新たに設け、平成 26 年度予算では子ども体力向上の事業、前年度比約 7 倍の 1,377 万 9,000 円となりました。市内の状況につきましては答弁でわかりましたけれども、そのうち 1 点、質問したいのは、①標準的な体力が劣るという結果。これはもう結果として表われているわけですけれども、運動習慣等の調査の結果による家庭への具体的な啓発の取り組みについて伺いたい。

以上、お尋ねをいたします。

●議長内馬場克康君 教育長。

●教育長早瀬公平君 森川議員のご質問にお答えいたします。

初めに、卒業式及び入学式での国旗国歌の取り扱いについてであります。道教委から昨年 7 月に、これまで同様の国旗及び国歌の指導に関する通知があり、各学校にもその内容を通知したところでございます。また、その通知を受けて、10 月に教育委員会として卒業式及び入学式が児童・生徒の成長を祝う儀式的な行事として位置づけられ、保護者の意向も踏まえて適切に実施されるよう各学校に徹底をお願いしたところでもあります。

次に、美唄市において開催されました国歌の指導に係る研修につきましては、空知教育局が主催したものであり、管内全小学校の教諭を対象としており、開催の主旨としては国歌の指導を具体的にどう実践するといったのかという学校現場の声にこたえて実施されたものであります。また、指導の内容につきましては、国歌の歌唱指導のみならず、音楽の教科を通して、さまざまな曲の歌唱指導にも通じるものがあつたと出席者から聞いているところであります。

次に、教育委員会職員による確認につきましては、教職員を特定するものではなく、あくまでも卒業式や入学式が教育課程に沿って適切に実施されているかを確認するものであります。

次に、卒業式の形式につきましては、より一層儀式的行事のねらいを踏まえた儀式にふさわしい式場となるよう、各学校に指導しているところであり、活動が多過ぎたり、高度なものを求め過ぎたりして式の準備や内容が児童・生徒の過重な負担とならないよう発達の段階に配慮した実施を求めているところであります。

次に、運動習慣等調査の結果による家庭への具体的な啓発の取り組みについてであります。児童・生徒の体力や運動能力の向上は単に運動に取り組むだけではなく、基本的な生活習慣の確立や、生活リズムの向上、朝食などの望ましい食生活の定着という家庭の理解と協力が必要であり、教育委員会といたしましても、PTAと連携した早寝早起き朝ご飯などの国民運動の推進を図るとともに、家庭生活や食生活の改善に向けた「親学」など

の保護者を対象とした講座の開催による啓発活動に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

●議長内馬場克康君 6番森川明議員。

●6番森川明議員 教育長にお尋ねをいたします。

教職員は指導力を身につける感性を磨き、非常にやりがいのある仕事をするべく個々に努力をしています。反面、自由な雰囲気になっていないために自信を失っている教職員も多いかと、これも事実です。教育委員会指導による校長の日の丸・君が代に対する権限強化というのが、教職員の使命感を、誇りを奪っているのです。国歌斉唱についても、ある憲法学者は子供たちの思想良心の自由にも配慮をしなければならないとし、その点、口をこじ開けてまで無理やり歌わせる今の対応は行き過ぎであるとはっきり述べています。

再質問の答弁を聞いて、さらに次のことについてご質問をいたします。①7月に道教育委員会から通知を受けて、10月に各学校へ教育長名で徹底を願ったとのことですが、新たな通達はなかったという答弁。内容が相違をしていないのか。また、保護者の意向とは具体的にどういうことなのか。②空知教育局主催の12月研修。岩見沢市、滝川市をさておいて、美唄市で開催された意図。あくまでも空知教育局主催とはいえ、過去に混乱があつた美唄に対する戒め的な感がする。教育長は、そのような感じを持たれなかったのか。また、内容の国歌の指導思想信条の自由の保障から君が代の強制は、1997年国旗国家法の設定時をなしくずしにするもので、この点について、

教育長の考えを聞きたい。

3点目、③起立や国歌斉唱にかかわる確認。教育委員会職員では無理であると。教育課程に沿って適切に実施の確認とは具体的には、どのようなことか。④形式について儀式にふさわしい式場の指導とあるが、関係者みんなで話し合い創意工夫した対面式は、儀式といえないのか。一方的に教育委員会の圧力による押し付けと思われるし、従来どおり、学校側の判断に任すべきであると。

以上お答えを願いたいと思います。

●議長内馬場克康君 教育長。

●教育長早瀬公平君 森川議員のご質問にお答えいたします。

卒業式入学式における国旗・国歌の取り扱いについてでございますが、道教委通知につきましては、これまでと同様の内容であり、新たな内容を含むものではありません。国旗国歌の適切な取り扱いについては道教委及び教育局で行われる会議や研修など、機会あるごとに本道や空知管内の課題として取り上げられております。なお、ステージ上で卒業生に卒業証書を手渡すことができないものかという保護者の意向も教育委員会に寄せられ、儀式的行事にふさわしく、卒業生の門出を保護者とともにお祝いする厳粛かつ清新な雰囲気の中で卒業式をとり行うことを念頭に、学校にお願いしたところでございます。美唄市内における小中学校の卒業式や入学式終了後には出席した来賓や保護者の方々から「立派な式であった」、「とても感動した」という声が寄せられているところであります。

また、教育局が美唄市で開催した研修につきましては、対象者が管内72校の全小学校

の共有であることから、本市が管内の中心に位置していることが開催地として選定されたと推測しているところであり、研修当日は80名を超える参加者が熱心に受講したところでございます。

また、国歌の指導は学習指導要領で全学年で歌えるように指導することとなっております。従いまして、儀式で国歌の斉唱を行ったとしても、強制しているものではないと考えているところであります。

次に、職員による確認につきまして、学習指導要領を受けての道教委通知に従い、国旗が会場の参加者のだれの目にも触れるよう掲示されていること、各学校の指導計画の成果など教育委員会職員によって確認を行っております。儀式的行事については、各学校によってやり方に違いはあると思うところですが、どうあるべきか、という事は、真摯に追求し続け、常に改善と工夫に努めていただくことや、十分に議論を深めていただくことが大切なことだと考えております。

以上でございます。

●議長内馬場克康君 以上で一般質問を終わります。

●議長内馬場克康君 これをもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。大変ご苦労でした。

午後 1時55分 散会

